

大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱

制定 平成26年12月24日

改正 令和2年6月1日

(目的)

第1条 この要綱は、大阪広域環境施設組合（以下「本組合」という。）が発注する工事請負、物品買入等及び業務委託について、本組合契約規則（平成26年規則第7号）第5条第2項に規定する有資格者（以下「有資格者」という。）に対する競争入札参加停止措置（措置変更及び解除を含む。以下「停止措置」という。）等に関し、必要な事項を定める。

(停止措置)

- 第2条 事務局長は、別に定める大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置審査委員会（以下「委員会」という。）の協議を経て、停止措置を行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、有資格者が別表第5項、第6項、第7項、第8項又は第11項の規定に該当するとき、その他事務局長が必要ないと認めるときは、委員会の協議を経ることなく、当該有資格者に対して停止措置を行うことができる。
 - 3 前2項の停止措置が行われたときは、事務局長は、請負又は買入等に係る契約のため入札参加の承認又は指名を行うに際し、停止措置の期間（以下「措置期間」という。）が満了するまで、当該停止措置を行った有資格者を入札に参加させてはならない。入札参加資格の承認又は指名の通知もまた同様とする。
 - 4 当該停止措置を行った有資格者に対して、入札参加資格の承認、指名又は落札候補者であることの通知をしているときは、これを取り消さなければならない。

(停止措置の基準)

- 第3条 事務局長は、有資格者が別表の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各項に掲げる期間を基準として期間を定め、当該有資格者について停止措置を行うものとする。
- 2 共同企業体の構成員が有資格者であって、有資格者ではない共同企業体が別表各項に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該有資格者について前項の規定を適用する。ただし、当該有資格者が明らかに当該停止措置の責を負わないと認められる場合を除く。

(下請負人等に対する停止措置)

第4条 事務局長は、停止措置を行う場合において、当該停止措置の原因となった事案について責を負うべき有資格者である下請負人又は再委託先（以下「下請負人等」という。）のあることが明らかになったときは、当該下請負人等について、元請負人又は受託者の措置期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、停止措置を併せ行うものとする。

(措置期間)

第5条 措置期間は、事務局長が当該措置要件に該当する事実を確認した日から起算する。

2 措置期間は1月単位とする。措置期間を変更する場合にあってもまた同様とする。

3 有資格者が、一の事案又は一の原因により別表各項の措置要件の二以上に該当するときは、当該措置要件ごとに定める措置期間のうち最も長期のものを措置期間とする。

4 措置期間中の有資格者が、別の事案又は別の原因により別表各項の措置要件若しくは第12条第1項又は第2項の規定に該当するときは、再度停止措置を行うものとする。

5 措置期間の加重後及び延長後の措置期間は、36月を超えてはならない。短縮後1月未満となる場合（解除は除く。）の措置期間は1月とする。

6 措置期間中の有資格者が、合併、分社分割又は事業譲渡により、本組合入札参加資格の全部又は一部を継承させた場合は、本組合入札参加資格を継承した有資格者に対しても停止措置を行う。

(措置期間の特例)

第5条の2 有資格者が一定の期間内に同種の措置要件に該当することとなるときの停止措置については、次の各号に定める要件にしたがい期間の加重を行うものとする。

(1) 別表第5項、第6項、第7項又は第8項の措置要件に該当するとして行われた停止措置の措置期間満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第5項、第6項、第7項又は第8項のいずれかの措置要件に該当することとなる行為を行ったとき

当該措置期間を2倍とする加重

(2) 前号に掲げる措置要件以外の措置要件に該当する事実を事務局長が確認した日から1年以内に同種の措置要件に該当することとなる行為を行ったとき

当該措置期間に1月加算する加重

2 有資格者が別表各項の措置要件に該当することとなる基の事実が、当初の停止措置を行う前のものである場合は、前項の規定による加重措置は行わな

いものとする。

第5条の3 談合情報又は談合疑義事実（以下「談合情報等」という。）を得た場合で、有資格者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について別表第6項第2号の措置要件に該当することとなったときは、当該措置期間を36月まで延長することができる。

- 2 有資格者が、停止措置を行う前に、証拠書類を提出するなど事実関係の解明に積極的に協力したと事務局長が認めるときは、別表第13項第1号アの規定による措置期間を2分の1まで短縮することができる。
- 3 有資格者について、悪質な事由があるとき、又は重大な結果を生じさせたとき、若しくは情状に応じて、当該措置期間を2倍まで延長することができる。
- 4 有資格者について情状酌量すべき理由があるときは、当該措置期間を2分の1まで短縮することができる。
- 5 有資格者が、別表第6項に該当する場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは当該措置期間を2分の1とする。
- 6 措置期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で措置期間を変更することができる。
- 7 措置期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認められるとき、又は、別表第13項第3号による措置期間を経過した有資格者から書面による停止措置の解除の申出があり、改善が認められたときは、停止措置を解除する。

第5条の4 停止措置は、原則として、第1条の規定により有資格者に対し停止措置を行うものとするが、新たに入札参加資格を有した者が、資格を有する前から一定の期間内に措置要件に該当していた時においても、次の各号の定める要件にしたがい停止措置を行うものとする。

- (1) 措置要件の対象は、別表第5項、第6項、第7項又は第8項の規定に該当するときとする
- (2) 資格を有する前に、前号に定める措置要件に該当することとなった日から起算して、資格を有する日においても措置期間中であるとき
- (3) 措置期間は、資格を有した日から、前号において措置要件に該当することとなった日から当該措置期間の終期の日までとする
- (4) 前号における措置期間は、1月単位とする。なお、措置期間に端数が生じた場合には、端数については1月として措置を行うものとする

(事故報告)

第6条 有資格者は、大阪府内において施工する工事について、事故が生じたときは速やかに本組合に対して報告しなければならない。ただし、本組合発注工事以外の工事については重大な事故に限る。

2 大阪府内において履行される業務その他について、事故が生じたときは、前項の規定を準用する。

3 有資格者が事故報告を怠った場合には、措置期間を2倍に延長することができる。

(停止措置の通知)

第7条 事務局長は、停止措置を行い、措置期間を変更し、又は停止措置を解除したときは、当該有資格者に対し速やかに書面による通知を行うものとする。ただし、事務局長が通知する必要がないと認めるときは、通知を省略することができる。

(停止措置の公表)

第8条 事務局長は、停止措置を行ったとき又は措置期間を変更したときは、速やかにその旨について公表を行うものとする。ただし第12条第1項の規定による停止措置は除く。

2 事務局長は、停止措置を解除したときは、直ちに公表を取り下げるものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 事務局長は、措置期間中の有資格者を随意契約の相手方としないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本組合事業実施上重大な支障を及ぼすと認められ、かつ、緊急の必要がある場合には、措置期間中の有資格者を随意契約の相手方とすることができる。ただし、当該停止措置の原因となった事由が本組合工事の死亡事故で著しく安全対策を怠っていた場合、又は著しく反社会的な行為の場合は、この限りでない。

3 前項本文の規定により、措置期間中に随意契約を締結した場合には、当該有資格者の措置期間を1月延長することができる。

(下請等の禁止)

第10条 事務局長は、措置期間中の有資格者が本組合の契約の全部又は一部を下請けし、若しくは受託し、又は契約保証人となることを承認してはならない。

(停止措置に至らない事由に関する措置)

第11条 事務局長は、停止措置を行わない場合において、必要があると認め

るときは、当該有資格者に対し、書面による警告又は注意の喚起を行うことができる。

(経営不振等)

第12条 当該有資格者が経営不振に陥ったと認められるとき等、事務局長が契約の相手方としてふさわしくないと認めるときは、当該有資格者に対して停止措置を行うものとする。

2 有資格者が提出した「入札参加資格審査申請書」に記載されている所在地において、営業所の存在又は当該営業所の営業実態が確認できないときは、前項の規定を準用する。

3 前2項において、当該有資格者から書面による停止措置の解除の申出があり、かつ、第1項の場合にあっては経営不振の改善が認められるとき、第2項の場合にあっては、入札参加資格審査申請書に記載されている所在地に営業所が存在し、又は営業実態が確認できるときは、停止措置を解除する。

第13条 削除

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難しい場合は、事務局長は、委員会の協議を経て措置を決定する。

附 則

1 この要綱は、平成26年12月24日から施行する。

2 大阪市・八尾市・松原市環境施設組規約附則第1項ただし書に規定する規定の施行期日までの間に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づき停止措置を受けている者は、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

2 別表第2項第7号の規定については、本組合に令和2年10月1日以降に提出された施工体制台帳の写し（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項関係）による社会保険等の確認に基づき、通知を行ったものから適用する。

別表

措 置 要 件	措置期間
<p>1 過失による粗雑な契約の履行等</p> <p>(1) 本組合契約の履行に当たり、過失により粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く）</p> <p>ア 過失による粗雑な契約の履行が原因で、重大な事故を生じさせ、又は市民生活に著しい影響を及ぼすなどの重大な損害（以下「重大な損害」という。）を与えたとき</p> <p>イ アに掲げる場合のほか、契約の相手方として不適当であると認められるとき</p> <p>(2) 本組合発注工事に係る工事成績評定及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）に係る成績評定が不良であると認められるとき</p> <p>ア 工事成績評定点が60点未満のとき</p> <p>イ 建設コンサルタント等業務委託（建築及び建築設備工事に係る設計業務、－工事監理委託業務）に係る成績評定点が60点未満のとき</p> <p>ウ 建設コンサルタント等業務委託（イを除く建設コンサルタント等業務）に係る成績評定点が55点未満のとき</p> <p>(3) 本組合契約の履行に当たり、施工管理等が不良で再三指摘しても改善しないとき</p> <p>(4) 大阪府内で履行される公共契約で前2号に掲げるもの以外のものの履行に当たり、過失により粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき</p>	<p>4月</p> <p>3月</p> <p>2月</p> <p>2月</p> <p>2月</p>
<p>2 契約違反等</p> <p>(1) 正当な理由がなく、契約を締結後、契約を履行せず解除がなされたとき</p> <p>ア 契約相手方の責に帰すべき事由により契約解除となったとき</p> <p>イ アに掲げる場合のほか、会計年度内に履行ができず、</p>	<p>12月</p> <p>3月</p>

<p>かつ、本組合の予算の都合上契約解除となったとき（次年度に随意契約により契約を締結し、履行を完了する場合に限る。）</p>	
<p>(2) 正当な理由がなく、落札決定（随意契約による業者決定を含む）後契約を締結しなかったとき</p>	6月
<p>(3) 正当な理由がなく、開札後落札決定前に候補者を辞退したとき</p>	3月
<p>(4) 本組合契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき</p>	2月
<p>(5) 履行期限を遅延したとき</p>	
<p>ア 遅延が1月以内のとき</p>	1月
<p>イ 遅延が1月を超えるとき</p>	2月
<p>(6) 物品の納入等について減価採用したとき</p>	1月
<p>(7) 本組合発注工事において、下請負人が社会保険等加入の届出をした事実を確認することのできる書類の提出を求める通知を本組合から受けたにもかかわらず、指定する期日までに、正当な理由がなくこれを提出しなかったとき</p>	1月
<p>3 公衆損害事故</p>	
<p>(1) 本組合発注工事等の施工、遂行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に事故を生じさせ、または損害を与えたとき</p>	
<p>ア 重大な事故を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき</p>	3月
<p>イ 負傷者を生じさせ、又は損害（軽微であると認められるときを除く）を与えたとき</p>	2月
<p>(2) 大阪府内における一般工事等の施工、遂行に当たり、安全管理措置が不適切であったため、重大な事故を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき</p>	2月
<p>4 工事等関係者事故</p>	
<p>(1) 本組合発注工事等の施工、遂行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者の事故を生じさせたとき</p>	

ア 重大な事故を生じさせたとき	2月
イ 負傷者を生じさせたとき	1月
(2) 大阪府内における一般工事等の施工、遂行に当たり、安全管理措置が不適切であったため、工事等関係者の重大な事故を生じさせたとき	1月
5 贈賄	
(1) 有資格者である個人、有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）、そのほかの役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者（以下「役員等」という。）又はその使用人（役員等以外の者又は当該有資格者との雇用関係の有無に関わらずこの項に掲げる行為に関与したと認められる者（以下「使用人等」という。）が本組合の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	36月
(2) 前号に掲げる者が、本組合以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	
ア 役員等	12月
イ 使用人等	6月
6 独占禁止法違反行為	
(1) 本組合契約に関連し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格者である法人の役員若しくは使用人等又は有資格者である個人若しくはその使用人等が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。以下同じ。）	36月
(2) 前号に掲げるもののほか、本組合契約に関連し、独占禁止法第	18月

<p>3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき</p> <p>(3) 本組合契約以外の契約（以下「一般契約」という。）に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき</p> <p>(4) 前号に掲げるもののほか、一般契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき</p>	<p>12月</p> <p>6月</p>
<p>7 刑法上の談合等</p> <p>(1) 有資格者である個人、有資格者の役員等、又はその使用人等が本組合との契約に関して競売・入札の妨害、不正な談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</p> <p>(2) 前号に掲げる者が一般契約に関して競売・入札の妨害、不正な談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</p> <p>ア 役員等</p> <p>イ 使用人等</p>	<p>36月</p> <p>12月</p> <p>6月</p>
<p>8 あっせん利得処罰法違反行為</p> <p>有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）に違反した容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</p> <p>(1) 本組合契約に関するもの</p> <p>(2) 一般契約に関するもの</p>	<p>12月</p> <p>6月</p>
<p>9 虚偽記載</p> <p>(1) 本組合契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、当該入札に係る競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料そ</p>	

<p>他の入札に関する調査資料に虚偽の記載（電子入札での場合を含む。）をし、または、建設業法第24条の7第1項に規定する施工体制台帳その他の契約後の提出書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき</p>	
<p>ア 入札参加資格の要件に関わるものその他重大なもの</p>	4月
<p>イ ア以外のもの</p>	3月
<p>(2) 本組合入札参加資格申請時において、入札参加資格申請書、添付書類等に入札参加資格に関わる事項について、故意又は過失により虚偽の記載（電子申請での場合を含む。）をしていたとき</p>	1～24月
<p>10 暴力行為等</p>	
<p>有資格者である個人、有資格者の役員等、又はその使用人等が、本組合職員への暴力、脅迫、暴言、侮辱、威圧的な言動その他取引相手方として不適当と認められる言動を行ったとき</p>	12～24月
<p>11 建設業法違反行為</p>	
<p>建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき</p>	
<p>(1) 有資格者である個人、有資格者の役員等、又はその使用人等が、本組合契約(本項においては下請け契約も含む。)に関連して、建設業法違反の容疑により逮捕、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</p>	12月
<p>(2) 前号に掲げる者が、一般契約に関して、建設業法違反の容疑により逮捕、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</p>	
<p>ア 役員等</p>	6月
<p>イ 使用人等</p>	3月
<p>(3) 本組合契約に関連して建設業法の規定に違反して行政処分を受けたとき</p>	
<p>ア 営業停止処分</p>	5月
<p>イ 指示処分</p>	4月

(4) 一般契約に関して建設業法の規定に違反して行政処分を受けたとき	
ア 営業停止処分	3月
イ 指示処分	2月
(5) 経営事項審査の虚偽申請により行政処分を受けたとき	
ア 営業停止処分	4月
イ 指示処分	3月
(6) 建設業法第29条に基づき許可取消処分を受けたとき	
ア 同条第1項5号又は6号に基づく取消処分	6月
イ アの処分以外の取消処分	3月
12 その他の法令違反	
(1) 業務に関し、有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、若しくは、有資格者である法人が公訴を提起されたとき	1～12月
(2) 前各項に掲げる場合のほか、有資格者である個人又は有資格者である法人の役員等が禁こ以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき	1～12月
13 不正又は不誠実な行為	
(1) 契約の相手方として不適当であると認められるとき	
ア 談合など入札（競争により相手方を選定する方法によるものを含む。）の公正を害すべき行為又は公正を害するおそれがある行為をした事実が認められるとき	4月
イ アに掲げる場合のほか、契約の相手方として不適当であると認められるとき	1～12月

(2) 第11条に定める警告等を受けた場合において、1年以内に当該警告の原因となった行為を再び行ったとき	1～12月
(3) 本組合に登録している営業所が不適切と認められた場合において、本組合から改善の指示を受けたにもかかわらず改善措置を講じないとき又は改善の指示の受け取りを拒否したとき	1～12月 ただし、措置期間を超過し、かつ、改善が認められるまで
(4) 業務に関し、各種法令に違反し監督官庁から処分を受け又は法令に基づき商号等を公表され、契約の相手方として不適当であると認められるとき	1～3月
(5) 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき、その他契約の相手方として不適当であると認められるとき	1～12月
(6) 大阪広域環境施設組合暴力団等排除措置要綱の規定に従わないとき	
ア 同要綱第12条第1項の規定に基づく誓約書を提出しなかったとき	3月
イ 同要綱第13条の規定に基づく報告を本組合にしなかったとき	2月